

1. 計画の主な修正点

(1) 「六ヶ所村原子力災害避難計画【原子燃料サイクル施設対象】」との整合

※ 資料中 P●●参照 の記載は、計画本編に記載のページ番号に該当
(例：東通：P20 ⇒ 東通原子力発電所対象避難計画P20に記載)

【一次避難施設（避難経由所）の見直し】 <東通：P31～32>

- 災害対策基本法に基づく「指定避難所の追加指定・廃止」等の他「施設の見直し」をした。
- サイクル施設避難計画の「避難所」と東通原子力発電所避難計画における「一次避難施設（避難経由所）」は、千歳平地区・倉内地区であるが、事業者毎に避難先施設が異なるため、施設を統一した。

(2) 避難等の円滑な実施及び職員の体制の確保を目的とした修正

【一時集合場所の役割の明確化と指定施設の見直し】 <東通：P21～28>

【旧】 ● 安定ヨウ素剤の配布、バス避難者用の集合場所として、各地区の公共施設を一時集合場所と設定。



【新】 ● 駐車場の確保が可能であり、施設規模が大きい施設を「安定ヨウ素剤配布場所」として再指定。
● 各地区の小規模な公共施設を、自家用車で避難が出来ない住民の「バス乗車場所」として再指定。

- 一時集合場所を「安定ヨウ素剤配布場所」と「バス乗車場所」として再指定。
- 泊中学校は泊小学校と併置され施設を使用できないため廃止
- 泊小学校、文化交流プラザ「スワニー」は、避難に伴い健康リスクが高まる避難行動要支援者を收容するための放射線防護対策施設として活用

1. 計画の主な修正点（続き）

(3) 避難経路の再設定及び代替避難経路の設定

● 基本避難経路の修正（レイクタウン地区・新納屋地区） <東通：P36～55>



地区名	基本避難経路
修正後	① → ② → ④
修正前	① → ② → ③



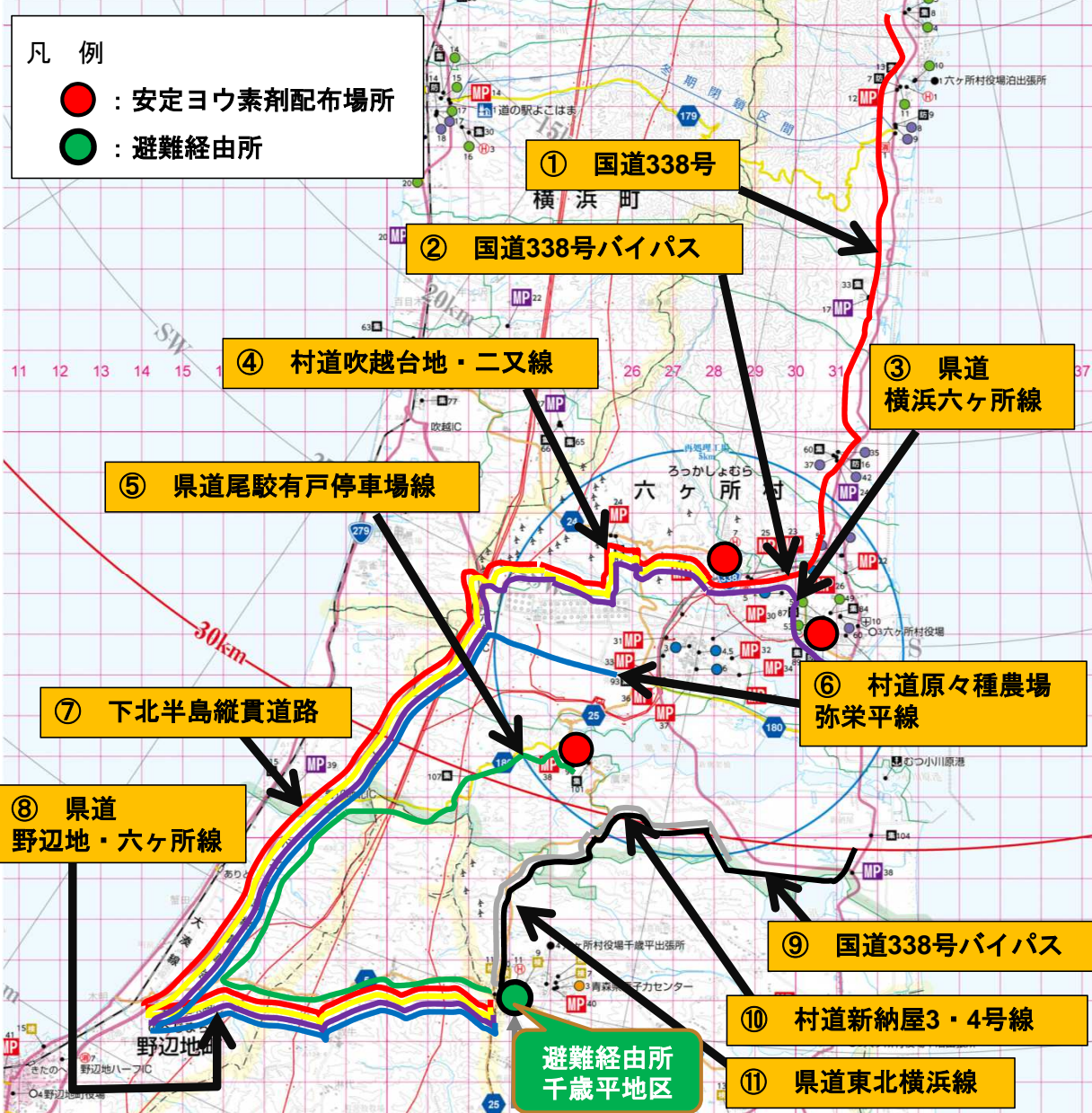
【尾駈レイクタウン地区・新納屋地区】

- 一次避難施設（避難経由所）の修正に伴い、倉内地区に向かうルートから、千歳平地区に向かうルートに変更。

1. 計画の主な修正点 (続き)

(3) 避難経路の再設定及び代替避難経路の設定

●代替避難経路の新規設定① (各地区～避難経由所) <東通 : P36~55>



地区名	代替避難経路
泊・石川・戸戸	① → ② → ③ → ④ → ⑦ → ⑧
二又・富ノ沢 第三二又 第四雲雀平	③ → ④ → ⑦ → ⑧
尾駁レイクタウン	③ → ② → ③ → ④ → ⑦ → ⑧
弥栄平	⑥ → ⑦ → ⑧
戸鎖・室ノ久保・ 千樽	⑤ → ⑦ → ⑧
新納屋・鷹架	⑨ → ⑩ → ⑪



【千歳平地区へ避難する各地区の代替経路】

●西回り・南下ルートの代替経路の新規設定

1. 計画の主な修正点 (続き)

(3) 避難経路の再設定及び代替避難経路の設定

●代替避難経路の新規設定② (尾駱地区～避難経由所) <東通 : P36～55>



地区名	代替避難経路
老部川・尾駱 尾駱浜・野附	① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

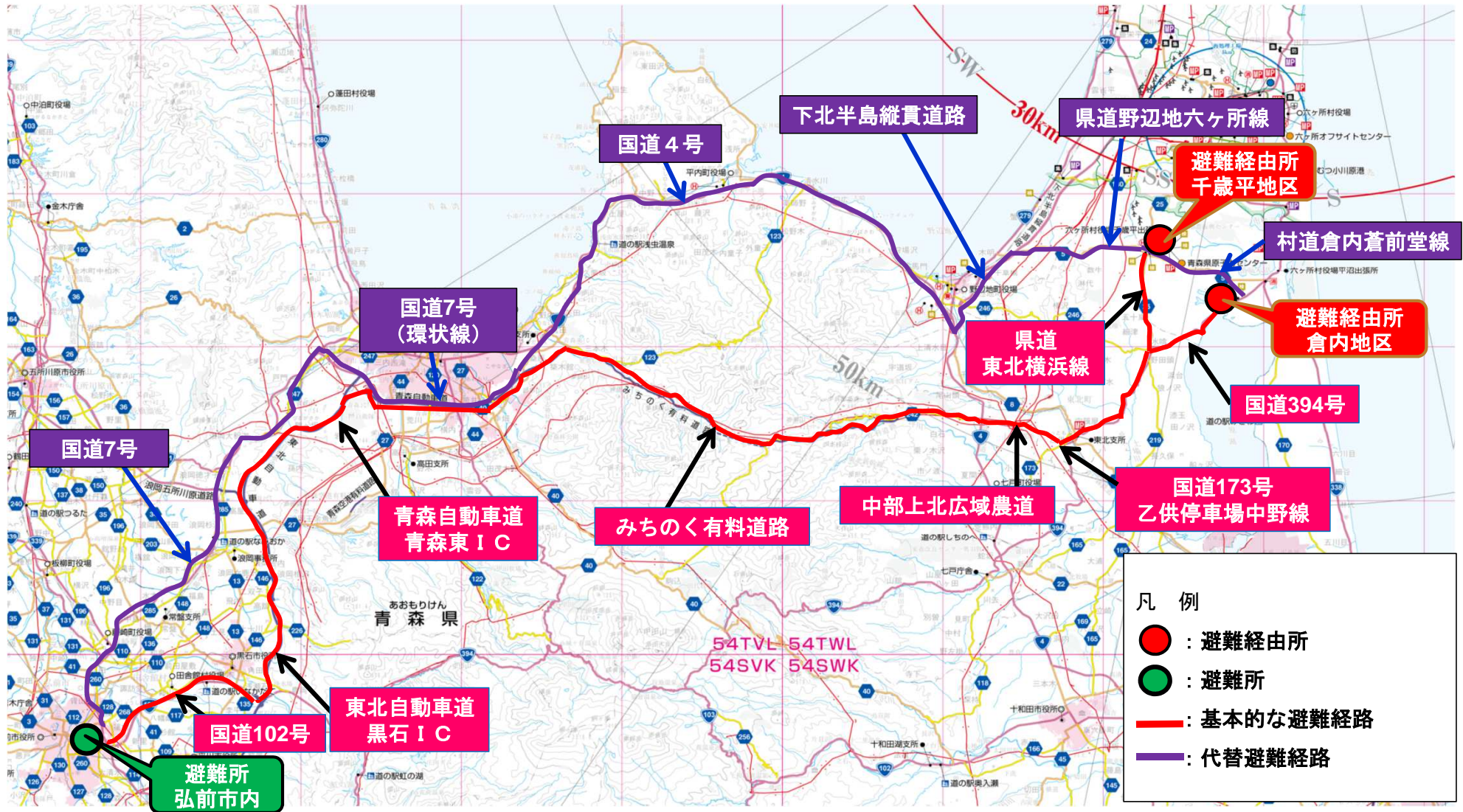


**【倉内地区へ避難する尾駱地区の代替避難経路】
西回り・南下ルートの代替経路の新規設定**

1. 計画の主な修正点 (続き)

(3) 避難経路の再設定及び代替避難経路の設定

● 代替避難経路の新規設定③ (避難経由所～弘前市内) <東通 : P62>



【千歳平地区・倉内地区の避難経由所から弘前市への代替避難経路】

県道野辺地六ヶ所線、下北半島縦貫道路、国道4号を經由し国道7号を南下するルートを設定。